

教育相談の手引き



本校オリジナルキャラクター
あかぴよ&まつのすけ

宮崎県立赤江まつばら支援学校

〒880-0911

宮崎市大字田吉4977番地371

TEL (0985) 56-0655

FAX (0985) 56-0656

ホームページアドレス <https://cms.miyanaki-c.ed.jp/9934/htdocs/>

特別支援学校は、地域における特別支援教育のセンター的機能としての役割を担っています。

本校も、地域の幼稚園・保育園、小・中学校、高等学校等を対象にして、教育相談、研修協力、教材教具の貸し出し等を行っています。

(＊ 他の特別支援学校とエリアを分担して支援を行っています。)

＊ いろんな形態での相談を行っています。＊

電話相談

電話にて、ご本人、保護者、学校(園)の先生からの相談をお受けします。

来訪相談

本校に来ていただいて、ご本人、保護者、学校(園)の先生からの相談をお受けします。

巡回相談

本校担当者が、園や学校を訪問し、環境や様子の観察、支援方法の検討、保護者との面談等を行います。

まずは、お電話を!

教育相談をお願いします。



教育相談の実施にあたって

- * 相談の内容に関しては、秘密を厳守し、情報の管理に注意をはらいます。
- * 費用はかかりません。
- * 当教育相談は、本校やその他の特別支援学校、又は特別支援学級への入学や転入を前提としたものではありません。

| 電話相談について

電話にて、ご相談させていただきます。ご本人や保護者、先生方などのお悩みに関するご相談や、必要な情報をご提供いたします。

対象

- ・就学前幼児から高校生まで
- ・本人、保護者、学校の先生方、関係機関 など

内容

- ・生活習慣に関すること
- ・集団生活に関すること
- ・学習に関すること
- ・家庭生活に関すること
- ・障がい等に関すること
- ・関係機関の情報に関すること
- ・進路や就労に関すること
- ・指導・支援の方法や、
特別支援教育推進に関すること



相談方法

- ・電話にて、「教育相談のお願い」と伝えてください。
- ・教育相談担当者が相談内容を聞き取り、ご相談に対応いたします。

宮崎県立赤江まつばら支援学校 TEL 0985-56-0655

電話による受付 月～金 9:00～16:00

* 担当者が不在の場合は、連絡先をお伝えください。折り返し、こちらからご連絡いたします。

2 来訪相談について

本校にお越しいただいて、ご相談させていただきます。相談内容に応じた資料等についても直接ご覧いただくことができます。

対象

- ・就学前幼児から高校生まで
- ・本人、保護者、学校の先生方、関係機関 など

内容

- ・生活習慣のこと
- ・集団生活のこと
- ・学習のこと
- ・家庭生活のこと
- ・障がい等のこと
- ・関係機関の情報のこと
- ・進路や就労のこと
- ・指導・支援の方法や、
特別支援教育推進のこと

申込方法

- ・電話にて「来訪相談の申込み」と伝えてください。
- ・教育相談担当者が相談内容の聞き取りをさせていただきます。内容に応じて来訪相談の日時を調整いたします。

相談当日

- ・時間までに本校へお越しください。
- ・相談室などにて、教育相談担当者がご相談に対応いたします。その際、内容等をメモなどに記録させていただくことがありますがご了承ください。

3 巡回相談について

幼稚園や保育園等、小学校、中学校、高等学校へ本校の担当職員が巡回訪問をして相談を行います。基本的に、巡回相談の要請は各学校（園）において階層的支援の流れに沿って校内での相談・支援を進めていただくことが前提となります。実態把握シートなどによる実態調査や学年会・校（園）内支援会議における支援の検討、保護者相談など、各学校（園）における相談や支援を行った上で、巡回相談が必要であると判断された場合に巡回相談の申込みをお願いいたします。

なお、就学に関する相談（就学前の検討や在籍学級の判断及び転校に関する相談）については、各市町村教育委員会へご相談ください。

対象

- ・幼稚園・保育園等、小・中学校、高等学校等に在籍している幼児児童生徒
(*小・中学校においては、主に特別支援学級に在籍している児童生徒を対象にしています。)
- ・学校の先生方、関係機関 など

内容

- ・観察による実態把握
- ・関係する職員や保護者を交えた教育相談
- ・関係機関を交えた支援会議
- ・特別支援教育を視点において授業作りや環境作り、支援方法についての相談

申込方法

- ・電話にて「巡回相談の申込み」と伝えてください。
- ・教育相談担当者が、状況の聞き取りをさせていただきます。
必要に応じて巡回相談の日時を調整いたします。



- ・日時が決定したら、別紙様式により「教育相談票」と「職員依頼文書」をお送りください。
＊「教育相談票」と「職員依頼文書」の様式は、本校 HP の「教育相談」→「各書類について」よりダウンロードできます。

相談当日

・必要な資料をご用意ください。

○座席表

○個別の教育支援計画、個別の指導計画

○校内委員会の記録や発達検査等の資料 など

相談後

・巡回相談にてご提案させていただいた内容が、ご本人及び貴校にとって適切であったか、訪問させていただいて確認したいと考えております。

○実施期間…1月～3月

○確認内容…個別の教育支援計画、個別の指導計画

支援内容とその経過

次年度への引継ぎ事項



悩んだ時は、まずお電話ください。
一緒に考えていきましょう。